

第2号議案 2022年度事業計画及び収支予算に関する件

I 2022年度事業計画

一般社団法人 日本養豚協会 2022年度事業計画

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月 31日

全世界を席卷した新型コロナウイルス感染症は、次々と変異を続け未だに終息には至っていないものの、人類の英知を結集したワクチンや治療薬の開発が進むとともに、国を挙げてのワクチン接種の推進により、ようやく日常生活との共存（ウイズコロナ）の兆しも垣間見え始めている。

しかしながら、この間、世界経済が受けた打撃は計り知れず、国際的な物流や人的交流の減少、経済活動再建に立ち足らぬ物資不足と人出不足、並びに資材価格の高騰を解消し、平穏な生活に戻るまでには相当の時間を要するものと思われる。

加えて、本年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻は、“世界のパン籠”といわれるウクライナに対して世界有数の資源輸出大国ロシアが一方向的に侵略したものであり、世界経済に与える負の影響は甚大であり、原油や天然ガス等燃料価格の高騰、穀物及び飼料価格の未曾有の上昇を招き、当期4～6月期の配合飼料価格は過去最高水準に達している。

さらに、本年4月からはTPP11の取り決めにより輸入豚肉に係る関税（従量税）が70円へと引き下げられ、その動向次第では国産豚肉市況への影響が懸念されるなど、我が国の養豚産業は厳しい国際情勢にさらされている。

一方、2018年9月に国内で26年ぶりに発生した豚熱は、2019年10月からのワクチン接種開始にもかかわらず、野生イノシシへの浸潤も進み、ワクチン接種推奨地域は、北は青森県から南は山口県までの本州全土、並びに四国まで広がった。2021年4月からは改正家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準が完全実施され、養豚生産者は懸命に飼養衛生管理水準の向上に努めているところであるが、残念ながら未だに終息への道筋が見えない。

また、欧州や中国で発生しているアフリカ豚熱（ASF）の脅威に対しては、我国の水際防疫の一層の強化が求められる。

このような中、2022年度においては、国内養豚農業の存続と豚肉自給率向上のために必要な種豚の確保、徹底した飼養衛生管理レベルの向上、飼料や資材等の価格高騰対策、国の指針に準拠したアニマルウェルフェアの推進など様々な活動を行うため、次の基本事業を実行する。

【基本事項】

- (1) 養豚経営の安定と生産力の向上に関する事業
- (2) 養豚の国際競争力の向上と後継者育成に関する事業
- (3) 豚疾病の予防及びまん延防止、撲滅に関する事業
- (4) 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業
- (5) 豚肉の消費の維持・拡大、自給率の向上に関する事業
- (6) 養豚にかかわる情報の収集、提供に関する事業
- (7) 養豚振興についての政策要請・提案活動に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 「養豚農業振興法」に基づく養豚農業の推進に関する事業

「養豚農業振興法」に基づいて、経営の安定、国内由来飼料の利用増進、豚の飼養衛生管理の高度化、安全で安心して消費することができる豚肉の生産促進及び消費拡大等を推進するとともに豚肉の自給率50%以上を確保するための取組を推進する。

このため、一昨年度より3年間にわたり取組んでいる事業を活用し、今後の飼養衛生管理レベルの向上を初めとした我国の養豚業界共通の課題について広く議論し、基本的な共通認識を作っていく。

併せて、我が国の養豚農業の実態及び今後の展望につき分析するため、「養豚白書」の見直し、改定に着手する(2023年度に完成)。また、これまでの本会の歩みを確実に次世代に継承していくために、記念誌「激動の日本養豚史(仮)」の作成を行う(2023年度発行予定)。

基本事業(1)、(2)、(3)、(5)、(6)に関連。

2. 養豚経営の安定に関する事業

T P P 11 を始めとする国際協定に基づき輸入豚肉に係る関税の削減が進む中、養豚経営の安定対策について他の組織とも連携を図りつつ、国内の養豚経営が国際競争の中で将来にわたって存続できるための取組を行う。

基本事業(1)、(2)に関連。

3. 競争力の強化・向上のための事業

国際競争の高まりの中で、より競争力のある国産豚肉を生産していくために、家畜改良増殖目標に沿った純粋種豚の改良増殖に努めるとともに、改正された豚肉の出荷体重等目標に基づき社団法人日本食肉格付協会の豚枝肉取引規格の見直しが決定したことから、新たな規格の定着を推進していく。

また、豚熱ワクチン接種地域と非接種地域とに区分された影響で、種豚、精液、肥育もと豚の流通に多大な影響が出ている。このため、全国的な種豚の改良体制を維持し、質の高い国産豚肉生産のための種豚等の流通・供給体制を維持する取組を進めていく。

基本事業（１）（６）（７）に関連。

4. 飼料用米の利活用等によるコスト低減推進事業

国の進める食料・農業・農村基本計画における令和12年度カロリーベース食料自給目標45%に向かって、国産飼料用米の利活用を推進するとともに、国産飼料用米利用農家に対して国産飼料用米の2倍量まで払い下げが受けられる政府所管の廉価なMA米を有効利用することで、飼料費の低減を図る事業を推進する。

基本事業（１）（５）に関連。

5. 衛生対策に関する事業

野生イノシシへの豚熱の浸潤が進む中、ワクチン接種推奨地域において県のプログラムに従ってワクチンを接種した農家にあっても豚熱の発生が続いている。

このため、今一度、飼養衛生管理の徹底に取り組むとともに、現在実施されているワクチン接種プログラムについて、子豚への適期接種が必ずしも十分とは言えず、改善の余地があることから、抗体検査の徹底等を求めていくとともに、よりきめ細かい接種を実施するためには、管理獣医師・かかりつけ獣医師の指導・監督の下で飼養衛生管理者が自ら接種できる体制についても検討していく。

基本事業（３）（４）（６）（７）に関連。

6. 豚肉の消費拡大に関する事業

青年部が中心となって実施してきた豚肉消費拡大キャンペーン「俺たちの豚肉を食べてくれ」については、昨年度、新型コロナウイルス感染症拡大のためインスタグラム等のSNSを活用したキャンペーンに切り替えて実施したが、本年度においても、引き続きSNSを活用した国産豚肉の消費拡大企画を実施していくとともに、併せて後継者同士の情報交換の場としても活用していく。また、青年部及び生産・経営部会の共催でWebも活用した養豚セミナーを開催する。

また、豚・豚肉トレーサビリティの推進に向けて、全国の農場情報のデータベースの充実と農場認証を実施し、消費者に信頼される農場情報を発信する。

基本事業（２）、（５）、（７）に関連。

7. アニマルウェルフェアの推進

OIEの基準に基づき新たに国が定めるアニマルウェルフェア(AW)の指針に準拠し、養豚生産者として主体的にAWへの取組方針の検討を行い、養豚現場への普及定着、消費者等への理解醸成を図っていく。

さらに、アニマルウェルフェア推進のため新たに「アニマルウェルフェア推進委員会(仮称)」を設置する。

基本事業（２）、（３）、（５）、（６）に関連。

8. 会員拡大とチェックオフ制度の推進、法制化に関する事業

全国の養豚生産者に組織への参加とチェックオフ制度の法制化実現のための積極的な取組を行う。

基本事業 (1)、(2)、(5)、(6) に関連。

9. 部会活動の充実強化に関する事業

養豚経営を将来にわたって継続するため解決が必要な諸問題を整理し、各部会で分担して課題の検討、対応案の検討を進める。本年度にあっては、特に、豚熱清浄化に向けた取組み、豚肉差額関税における税率引き下げの影響、基準緩和への対応、税制改正要望等の課題に取り組んでいく。

基本事業 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) に関連。

10. 後継者育成に関する事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催を見送ってきた「日本養豚大学校」について、麻布大学の協力を得て、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期したうえで開催する。

基本事業 (1)、(2)、(3)、(5)、(6) に関連。

11. 自然災害等の復興に対する支援事業

全国で発生している地震や集中豪雨・雪害等の自然災害の復興に対する支援活動を必要に応じて実施する。

基本事業 (1)、(5)、(7) に関連。

12. 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業

3の競争力強化でも述べたとおり、国産豚肉のもととなる純粋種豚の確保対策と登録事業の推進を図るため、種豚導入事業の周知と積極的な活用を推進する。

基本事業 (3)、(4)、(6) に関連。

(1) 種豚の登録事業 (2022 年度計画)

- 1) 本会の登録規程に基づき、次の通り登録を行う。

種豚登録	5, 200頭
子豚登記	12, 000頭

- 2) 本会の証明規程に基づき、次の通り証明を行う。

血統登記	20頭
血統能力証明	700頭
系統認定証明	1系統
系統維持施設指定証明	22施設

系統種豚証明	200頭
一代雑種豚血統証明	1,000頭
産子検定終了証明	20頭
現場直接検定終了証明書	80頭
海外合成豚認定証明	0件
海外合成豚原々種豚場認定証明	2場
海外合成豚血統証明	10頭
肉豚証明	2,000頭
黒豚生産農場指定証明	10場
豚輸入精液証明	500本
移動証明	1,000頭
証明書書換	10頭
証明書再交付	10頭

(2) 認定事業の実施

豚の改良増殖を推進するとともに生産基盤の強化と登録事業の進展及び養豚場の生産環境を改善し、衛生思想の普及徹底と防疫対策を強化し。豚の生産効率の向上を図るため、指定種豚場認定規程、黒豚生産農場指定規程、海外合成豚原々種豚場認定規程に基づき認定事業を実施する。

- 1) 指定種豚場の認定
- 2) 黒豚生産農場の認定
- 3) 海外合成豚原々種豚場の認定

(3) 登録研究会、講習会の開催

登録事業の円滑な推進と登録委員の育成を図るため、登録業務委託団体担当者会議及び登録講習会を開催する。

(4) 輸出種豚の血統証明

輸出種豚の英文血統証明書の発行を行う。

1.3. 補助・委託事業及びその他事業

養豚振興を推進するため次の事業を実施する。

- (1) 農林水産省 畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進のうち豚）の実施。
- (2) (独) 農畜産業振興機構 養豚経営安定対策事業補完事業（種豚・精液導入、養豚農業実態調査、優良事例委調査等）の実施。
- (3) 農林水産省及び(公社)中央畜産会 畜産物輸出特別支援事業（豚肉輸出）の実施。
- (4) JRL 事業

(公財) 全国競馬・畜産振興会 飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業の実施。

(5) 国産純粋種豚改良協議会事務局の運営

「国産純粋種豚改良協議会」の事務局を引き受け、産官民一体となって実施する国産純粋種豚の改良に参画する。

1 4. 庶務に関する事業

8つの基本事業を円滑に推進するための部会活動、並びに各県での組織強化のため道県組織事務局会議、登録業務委託団体会議、ブロック会議等を行う。

また、これらの事業を統括する理事会を定期的に行い、年1回の通常総会を開催する。